

(仮訳)

共同声明

日本国及びリヒテンシュタイン公国は、同様の状況にある相手国の国民を課税上差別的に取り扱わないという概念に全面的に賛同し、租税に関する情報の交換のための日本国政府とリヒテンシュタイン公国政府との間の協定にかんがみ、租税の透明性又は租税に関する実効的な情報の交換の欠如に基づく課税上の差別的な取扱いは正当化されないとの見解を共にする。日本国及びリヒテンシュタイン公国は、租税の分野における相互の利益のために協力することにより、両国の関係を一層発展させることを希望する。

二千十二年七月五日に署名した。

日本国政府のために

梅本和義

リヒテンシュタイン公国政府のために

クラウス・チュツチャー